

用語説明

「子育て世代包括支援センター」とは

○妊娠期から子育て期にわたる総合相談を担っています。

区では、保健予防課と碑文谷保健センターが妊娠・出産・子どもの健康に関する相談を担当し、子育て支援課利用者支援係（ほ・ねっと）が子育てに関する相談を担当しています。特に「ゆりかごめぐろ」や「産後ケア事業」等の実施によって、妊娠、出産の早期の段階から伴走型支援をしています。

「子ども家庭支援センター」とは

○子ども家庭支援全般に係る業務と、特に支援が必要な子どもや妊婦についての支援を行います。また、子どもを守る地域のネットワーク（要保護児童対策地域協議会）や児童相談所との連携といった「関係機関との連絡調整」を実施しています。

○児童虐待についての、区の第一義的な通告窓口です。

「こども家庭センター」とは

○令和 4 年 6 月に改正された児童福祉法に基づき、区市町村に設置の努力義務が課せられました。

○子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターの機能を維持しつつ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関となります。

「児童相談所」とは

○児童福祉法に基づいて、都道府県、指定都市に児童相談所の設置義務があります。平成 28 年の児童福祉法改正によって、特別区も児童相談所を設置できることになりました。

○18 歳未満の子どもに関する養育、非行、しつけ、虐待、養育家庭（里親）等の相談に応じる専門的な機関です。

「児童相談所サテライトオフィス」とは

○子ども家庭支援センターの執務室、面談室を児童相談所の職員と共有します。児童相談所の職員が定期的または臨時に来訪し、そこで相談者と面談したり、訪問に出かけたりします。

○子ども家庭支援センターと児童相談所との連携強化を目的としています。

「子育てふれあいひろば」とは

- 乳幼児（0歳から就学前まで）のあそびのひろばです。
- 専任の職員が、子育てに関する悩みや相談について一緒に考え、必要に応じて情報提供し、適切なサービスや支援機関を紹介します。

「児童発達支援」とは

- 18歳までの発達に支援の必要なお子さんとそのご家族への相談支援を行いません。

「教育相談」とは

- 不登校、学習・進学、性格・行動のことなど、子どもの教育上の様々な悩みについて相談を受け、お子さんに対して必要な心理的な援助を行います。

「ヤングケアラー」とは

- 法令上の定義はありませんが、「大人が担うようなケアを日常的に行っている18歳未満の子ども」のことです。
- 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があると言われています。

「若者支援」とは

- 児童虐待、ヤングケアラーなどの背景や特性等を持って育った若者などの自立に向けての支援や居場所づくりの支援をします。（18歳以降の支援も視野に入れているが、対象年齢の範囲については今後検討していきます。）